

高齢者雇用安定法改正に係る本学規則の一部改正について

1 高齢者雇用安定法改正の概要

高齢者雇用安定法（以下「法」という。）では、就業規則で65歳未満の定年を定めている場合、65歳まで継続雇用する制度を設ける必要がある。

現行の法では、継続雇用制度において、継続雇用者を限定する基準を労使協定により定めることができたが、平成25年4月1日からは対象者を限定できる仕組みが廃止され、希望者全員を継続雇用対象者とするようになった。

2 法改正の影響を受ける本学規則

(1) 公立大学法人山口県立大学職員就業規則

第24条（再雇用）

(2) 公立大学法人山口県立大学職員の再雇用に関する規則

第4条（教員以外の職員の再雇用）

3 規則の改正内容

法改正に伴い、定年後も引き続き雇用されることを希望する職員（事務職員等）全員を65歳まで、継続雇用の対象者とする。

なお、教員関係の規定については、教員の定年が65歳となっていることから、今回の法改正の影響はなく、改正の必要はない。

4 実施時期

平成25年4月1日